

議案第5号

みやき町高齢者に対するあん摩等の施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町高齢者に対するあん摩等の施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4年 3月 7日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、あん摩等の施術料の助成券の枚数を増やすことに伴い、みやき町高齢者に対するあん摩等の施術料の助成に関する条例を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町高齢者に対するあん摩等の施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例

みやき町高齢者に対するあん摩等の施術料の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第76号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「12枚」を「24枚」に改め、同条に次の1項を加える。

4 施術券による助成は、施術1回につき1枚とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

みやき町高齢者に対するあん摩等の施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(助成の方法)</p> <p>第6条 町長は、前条の認定をした高齢者に対し、毎年度<u>12枚</u>以内のあん摩等の施術券を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(助成の方法)</p> <p>第6条 町長は、前条の認定をした高齢者に対し、毎年度<u>24枚</u>以内のあん摩等の施術券を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 施術券による助成は、施術1回につき1枚とする。</u></p>